

## 第 7 期野尻湖水質保全計画の枠組み（案）

※下線部は記載例

1 長期ビジョン	<p>長期ビジョン</p> <p>①達成年度 おおむね <u>20 年後令和 25 年度</u>を目途</p> <p>②キャッチフレーズ「<u>みんなの野尻湖 美しい姿を次世代に</u>」</p> <p>③「<u>望ましい将来像</u>」とめざす姿</p> <p><u>「湖や流域が豊かな自然を育む」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな緑に囲まれ、山と緑が湖面に映える湖</li> <li>・水草が豊かに育ち、たくさんの生き物を育む湖</li> </ul> <p><u>「湖に親しみ、学び、癒し、憩う」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水と親しみ、生き物と触れあえる湖</li> <li>・歴史と自然を学べる湖</li> <li>・安らぎを与える湖</li> <li>・湖畔散歩と森林浴で健康づくりの場となる湖</li> </ul> <p><u>「湖に関わる人々に持続的な恵みをもたらす」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業と調和のとれた湖</li> <li>・すべての人々に持続的な恵みをもたらす湖</li> </ul>
2 方針	<p>(1) 計画期間 <u>5 年間（令和 6 年～10 年度）</u></p> <p>(2) 計画期間内に達成すべき目標（項目：<u>COD、全りん、透明度</u>）</p> <p>→ <b>COD は、R 5 年度以降、環境基準を達成する見込みであるため、目標値の設定そのものについて検討が必要</b></p> <p>(3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋</p> <p>→ <u>下水道接続促進、流出水負荷の削減、水生植物のモニタリング等</u></p>
3 水質保全に資する事業	<p>(1) 生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活排水処理施設の整備</li> <li>②下水道等への接続の推進→下水道接続率の向上</li> <li>③各家庭における生活雑排水対策の促進 →普及啓発</li> </ul> <p>(2) 流入河川の水質浄化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水質浄化池による水質浄化 →維持管理</li> <li>②流入水路等の浄化対策</li> </ul> <p>→<u>ごみの除去、水辺の草刈り、多面的機能支払交付金等を活用した整備</u></p>
4 水質保全のための規制その他の措置	<p>(1) 工場・事業場排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①排水規制 →事業場立入検査</li> <li>②小規模・未規制事業場に対する指導助言 →事業場立入検査</li> <li>③新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制</li> </ul> <p>(2) 流出水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市街地対策 →清掃活動</li> <li>②農地対策 <u>信州の環境にやさしい農産物認証などの各種制度を活かした環境にやさしい農業の推進</u></li> <li>③自然地域対策 →森林整備、治山事業</li> <li>④河川・湖沼直接対策 →湖岸及び流入河川の清掃</li> <li>⑤流出水対策地区の指定及び重点的な対策の実施</li> </ul>



- (3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護
  - ①生態系の保全と活用 →水草復元状況モニタリング
  - ②湖辺等の自然環境の保全・復元 →遊歩道の整備・管理
  - ③緑地の保全その他の自然環境の保護 →緑地保全
- (4) 廃棄物等の適正処理 →不法投棄等の監視



5 その他水質保全のために必要な措置

- (1) 公共用水域の水質の監視 →流入河川等の水質調査
- (2) 調査研究の推進と活用
  - ①水生植物に関する調査・研究 →水草の生育状況モニタリング
  - ②湖の水質保全に関する研究 →汚濁負荷の実態調査
  - ③水生植物による水辺整備 →植栽の実施
  - ④ソウギョの駆除
- (3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発
  - ①環境学習の推進 →野尻湖クリーンラリー
  - ②エコツーリズムの推進 →遊歩道、水生公園等の整備・管理
  - ③情報収集・情報発信 →ホームページ・広報誌による情報発信
  - ④水文化の継承と発展 →博物館における展示
- (4) 地元主導による取組の強化
  - ①地域に密着した計画推進体制の整備 →地域懇談会の開催
  - ②間接流域の住民及び下流域の住民との交流・連携 →交流会の開催
  - ③実践的な行動の促進 →水草研究会等の活動支援
- (5) 水質汚濁事故への対応
- (6) 関係地域計画との整合
- (7) 環境保全活動の支援



流出水対策推進計画

第4期計画において野尻地区及び菅川・市川流域を流出水対策地区に設定

- (1) 市街地対策
  - ①道路清掃及び側溝清掃 →地元住民主体の清掃活動
  - ②水の循環の促進を通じた流出水対策 →雨水浸透ます等の設置
  - ③緑化の促進 →植栽緑化の促進
- (2) 農地対策 →環境にやさしい農業の推進
- (3) 自然地域対策 →間伐の実施
- (4) 河川浄化対策 →湖岸及び流入河川の清掃
- (5) 流出水対策に係る啓発に関すること →パンフレットの作成・配布等
- (6) その他流出水対策の実施のために必要な措置に関すること
  - 流入河川における水質測定